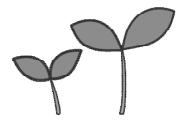


第4章 長久手市第5期 障がい福祉計画



○第4章 長久手市第5期障がい福祉計画○

1 基本的方向性

障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位の計画として、障がい者基本計画のうち障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定めるものとして策定します。本計画では、国 の基本指針に示されている方向性のうち以下のものを基本的方向性とします。

① グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

市内で社会資源が不足しているグループホームについて、設置事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホームの設置を目指します。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めるとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、それらの機能の集約化した拠点の整備を行います。

② 相談支援体制の充実・強化

本市の人口は増加傾向にあり、障害者手帳の所持者数も増加しています。今後も障害福祉サービスの利用者は増加すると考えられ、更なる体制を確保する必要があります。継続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は相談支援等が提供されるよう、相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

③ 障がい福祉計画の調査、分析及び評価

本計画の進行管理（PDCAサイクルの導入）については、第6章（計画の推進にあたって）で記載しています。

2 計画の数値目標

(1) 長久手市の目標設定

長久手市第5期障がい福祉計画においては、国的基本指針（本計画113ページ、資料編参照）に準じて次の4点について、2020（平成32）年度末を目標とする数値目標を設定します。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	国の指針による 数値目標	数値
2016（平成28）年度末時点の施設入所者数（A）		13人
2020（平成32）年度末時点の施設入所者数（B）		12人
【目標値】削減見込数（A-B）	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数から2%以上削減	1人 (7.7%)
【目標値】地域移行者数	2016（平成28）年度末時点の施設入所者数から9%以上移行	2人 (15.4%)

※ 国の指針では、「地域移行者数」の目標数値について、前計画（第4期）の未達成分を含むとありますが、本計画第3章の重点施策であるグループホームの整備にあわせて地域移行を図っていくため、現状の施設入所者数から目標数値を算定しています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】2020（平成32）年度末までの整備数	各市町村又は各圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置。	市で設置

※ 県との調整のもと、2020（平成32）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を下記のとおり設定しました。

参考 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値目標
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	9人
65歳以上利用者数	3人
65歳未満利用者数	6人

なお、この基盤整備量を勘案して自立支援給付等の見込みを定めることとされており、これを参考に見込量を算定しました。

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	国の指針による 数値目標	数 値
【目標値】2020（平成32）年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市内に1箇所

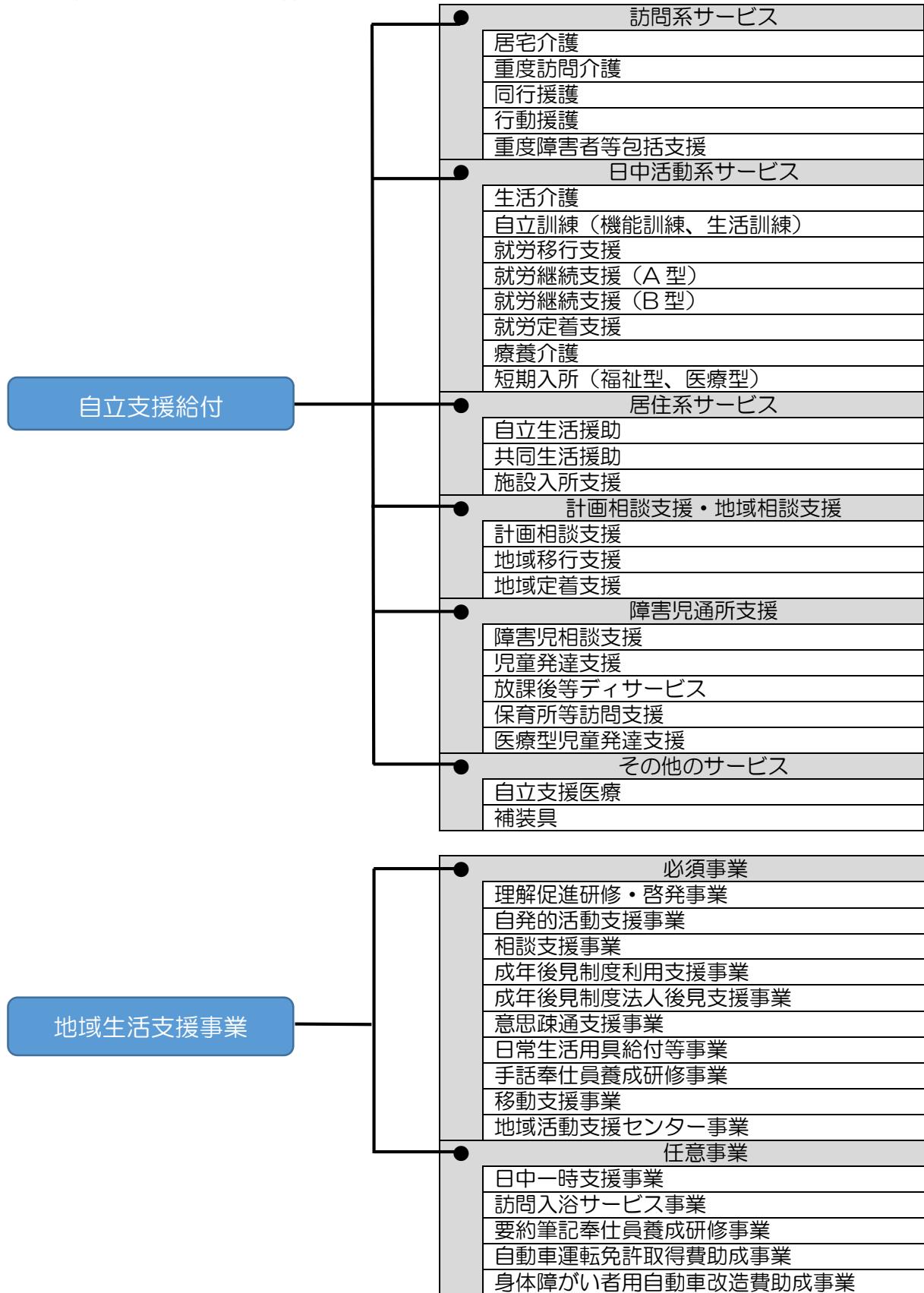
※ 障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等について、本計画第3章「重点施策1：グループホーム整備への支援」、「重点施策3：基幹相談支援センターの設置」にありますとおり、それぞれの整備にあわせて、当事者の意見を踏まえながら検討していきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	国の指針による 数値目標	数 値
2016（平成28）年度の年間一般就労者数		9人
【目標値】2020（平成32）年度の年間一般就労移行者数	2016（平成28）年度実績の1.5倍以上	14人 (1.5倍)
2016（平成28）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数		16人
【目標値】2020（平成32）年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	2016（平成28）年度末から2割以上増加	20人 (2.5割 増加)
【目標値】就労移行支援事業所のうち2020（平成32）年度における就労移行率が3割以上の事業所率	就労移行率3割以上達成事業所率が5割以上	66.7%
【目標値】2019（平成31）年度末時点及び2020（平成32）年度末時点における就労定着支援事業による支援開始1年後の就労定着率	就労定着支援事業による支援開始1年後の就労定着率が80%以上	80%

3 障害福祉サービスの現状と見込み

(1) 障害福祉サービスの体系図



地域生活支援事業

必須事業
理解促進研修・啓発事業
自発的活動支援事業
相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見支援事業
意思疎通支援事業
日常生活用具給付等事業
手話奉仕員養成研修事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
任意事業
日中一時支援事業
訪問入浴サービス事業
要約筆記奉仕員養成研修事業
自動車運転免許取得費助成事業
身体障がい者用自動車改造費助成事業

(2) 自立支援給付の見込み

【訪問系サービス】

障害福祉サービスを必要としている人を、個別訪問調査（本計画『第3章の4 重点施策4 「個別訪問調査の実施』（60 ページ）』等により発見し、支援に結びつけていきます。

① 訪問系サービス内容と事業所数

サービス	内 容		
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。		
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。		
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。		
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。		
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。		
市内の事業所数（2017（平成29）年度末→2020（平成32）年度末）			
居宅介護	: 7か所→7か所	行動援護	: 1か所→1か所
重度訪問介護	: 6か所→7か所	重度障害者等包括支援	: 0か所→0か所
同行援護	: 4か所→4か所		

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
訪問系サービス 合計	人	69	81	83	95	110	124
	時間	1,603	1,934	2,164	2,216	2,533	2,938
居宅介護	人	62	71	74	86	98	110
	時間	1,335	1,525	1,680	1,720	1,960	2,200
重度訪問介護	人	2	2	2	2	3	4
	時間	201	303	396	400	500	600
同行援護	人	3	5	3	3	4	4
	時間	32	53	39	36	48	48
行動援護	人	2	3	4	4	5	6
	時間	35	53	49	60	75	90
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

*2017（平成29）年度は4月から9月の利用実績から算出（以下同じ。）

*各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の述べ利用者数÷月数により算出（以下同じ。）

【日中活動系サービス】

必要なサービス量が提供できるために、市内の障がい福祉事業所等に働きかけを行い、サービス提供体制の確保を目指します。

2018（平成30）年4月から新たな就労系サービスとして就労定着支援が開始されます。既存社会資源とともに活用することで、障がいのある人が一般企業等へ就職し、継続して働き続けられよう働きかけていきます。

また、短期入所については、グループホームの整備にあわせ、短期入所の居室を確保するよう事業所への働きかけを実施していきます。

① 日中活動系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
生活介護	障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創造的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。

短期入所（福祉型、医療型）

介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

市内の事業所数（2017（平成29）年度末→2020（平成32）年度末）

生活介護	: 4か所→5か所	就労継続支援（B型）	: 5か所→6か所
自立訓練（機能訓練）	: 0か所→0か所	就労定着支援	: 0か所→3か所
自立訓練（生活訓練）	: 0か所→0か所	療養介護	: 0か所→0か所
就労移行支援	: 3か所→3か所	短期入所（福祉型）	: 1か所→2か所
就労継続支援（A型）	: 2か所→3か所	短期入所（医療型）	: 0か所→0か所

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
日中活動系 サービス合計	人	121	145	150	193	218	235
	人日	1,927	2,336	2,488	2,979	3,371	3,588
生活介護	人	55	57	57	67	77	80
	人日	1,025	1,080	1,116	1,273	1,463	1,520
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	2	3	4
	人日	15	23	3	20	30	40
自立訓練 (生活訓練)	人	2	5	5	6	7	8
	人日	25	78	69	72	84	96
就労移行支援	人	15	14	12	15	18	20
	人日	228	202	177	225	270	300
就労継続支援 (A型)	人	19	27	28	33	34	35
	人日	323	505	531	627	646	665
就労継続支援 (B型)	人	16	25	30	40	45	50
	人日	258	376	480	600	675	750
就労定着支援	人	—	—	—	10	12	14
療養介護	人	0	1	2	2	3	3
短期入所 (福祉型)	人	12	14	14	16	17	18
	人日	50	51	51	58	61	65
短期入所 (医療型)	人	1	1	1	2	2	3
	人日	3	7	2	4	4	6

【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）が市内には1か所しかなく、また、アンケートやヒアリングにおいても、グループホームの整備を求める声は高まっています。グループホームの整備促進を目指し、設置事業所への支援を実施します。

また、グループホームの整備により、施設入所支援利用者の地域生活への移行を進め、支援体制の充実を図り、施設入所支援利用者の削減を進めます。そして、地域生活に移行した一人暮らしの方に自立生活援助での定期的な訪問や随時の対応によって必要な支援を行います。

① 居住系サービス内容と事業所数

サービス	内 容		
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。		
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。		
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。		
市内の事業所数（2017（平成29）年度末→2020（平成32）年度末）			
自立生活援助	： 0か所→5か所	施設入所支援	： 0か所→0か所
共同生活援助	： 2か所（定員：10名）→3か所（定員：28名）		

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
居住系サービス 合計	人	18	21	22	29	35	38
自立生活援助	人				3	6	12
共同生活援助 (グループホーム)	人	5	6	8	15	22	24
施設入所支援	人	13	15	14	14	13	12

【計画相談支援・地域相談支援】

2015（平成27）年4月から全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となりました。そのため指定特定相談支援事業者の増加を目指し、相談支援体制の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの制度の周知や、きめ細やかな支援体制が構築できるよう努めています。

それと、福祉施設等への入所者や長期入院中の精神障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう必要な支援体制の整備を図っていきます。

① 計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

サービス		内 容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等）を行います。
地域相談支援	地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。
市内の事業所数（2017（平成29）年度末→2020（平成32）年度末）		
計画相談支援	: 3か所→4か所	地域定着支援 : 1か所→2か所
地域移行支援	: 1か所→2か所	

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
計画相談支援 (モニタリング含む)	人	38	42	42	44	47	49
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人	1	1	2	2	3	3

【その他のサービス】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① その他のサービスの内容

サービス	内 容
自立支援医療	障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には1月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。
更生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる人を対象とします。
育成医療	身体に障がいのある児童又はそのままでは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できる人を対象とします。
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人を対象とします。
補装具	身体障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。また、2018（平成30）年度より一部品目において、貸与方式が導入されます。

(3) 地域生活支援事業の見込み

【理解促進研修・啓発事業】

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

① 理解促進研修・啓発事業内容

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を障がい者自立支援協議会で実施するなど、障がいに対する理解促進・啓発事業を行います。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 状況	実施			実施		

【自発的活動支援事業】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

① 自治的活動支援事業内容

サービス	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取り組みを支援します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
自発的活動支援事業	実施状況	未実施※			実施		

※2015（平成27）年度から2017（平成29）年度において地域生活事業を活用した助成事業実績はありませんが、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取り組みは多数行われています。

【相談支援事業】

2013（平成25）年4月に長久手市福祉の家内に、「障がい者相談支援センター」を開設し、障がいのある人への相談支援体制を強化しました。

今後は、その人のライフステージにあった適切な支援が行え、一貫した総合的な支援ができるよう、2018（平成30）年4月から基幹型へ移行します。

基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を更に強化し、困難事案への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図っていきます。

① 相談支援事業内容

サービス	内 容
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。 また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様な会議で開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めています。 また、基幹相談支援センターが中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
相談支援事業	か所	1			1		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター	設置状況	未設置			設置		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

*「相談支援事業」は、障がい者相談支援センターを示しています。

【成年後見制度利用支援事業】

障がい等により自己決定が難しく、家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。

① 成年後見制度利用支援事業内容

サービス	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	3	4	5

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。

今後も尾張東部成年後見センターと連携しながら、さらなる制度の周知徹底を図り、必要とする人への支援を推進します。

① 成年後見制度法人後見支援事業内容

サービス	内 容
成年後見制度法人 後見支援事業	実施団体である尾張東部成年後見センターの活動を支援し、成年後見制度のさらなる周知や研修等を実施します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施 状況	実施			実施		

【意思疎通支援事業】

2013（平成25）年度から市役所に手話通訳者を毎週火曜日の午前及び木曜日の午後に設置し、聴覚障がいのある人との意思疎通について支援を行っています。

また、官公庁での手続きや学校等教育に関する場合に、手話通訳者を必要とする聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の支援を行っています。

今後は、市役所での手話通訳者の設置について時間の拡大や設置窓口の増加など、聴覚障がいのある人が窓口に来られた際の支援について充実を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内 容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣します。
具体的な事業内容	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	25	31	32	35	38	40
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 日常生活用具給付等事業内容

サービス	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
対象用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
介護・訓練支援用具	件	1	2	3	3	4	4
自立生活支援用具	件	8	4	8	6	8	10
在宅療養等支援用具	件	2	7	6	7	9	11
情報・意思疎通支援用具	件	4	2	4	3	4	5
排泄管理支援用具	人月	674	688	766	780	800	820
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	3	2	2	3

【手話奉仕員養成研修事業】

これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員を養成します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
手話奉仕員養成研修 事業	人	7	6	7	10	12	14

【移動支援事業】

障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っていますが、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとても高くなっています。

しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。

必要とする人に支援が行き届き、サービス提供事業所の人材不足の解消のため、移動支援の支援員の市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。

また、どのような時に支援が必要なのか、どのくらいの時間が必要となるのかを調査し、今後の移動支援事業の内容についても、見直しを実施します。

① 移動支援事業内容

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
移動支援事業	人	49	49	42	50	55	60
	時間	2,534	2,870	2,893	3,400	3,740	4,080

【地域活動支援センター事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 地域活動支援センター事業内容

サービス	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
地域活動支援センター事業	か所	14	13	14	14	14	14
	人	34	28	24	25	26	27
	人日	891	226	166	200	260	324

*か所数は、市が指定した事業所数です。

【その他の事業（任意事業）】

今後もサービスの充実を図っていくとともに、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。

また、障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援などの取組を検討します。

それと、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を、近隣市町と連携しながら実施していきます。

① その他の事業（任意事業）内容

サービス	内 容
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
日中一時支援事業	人	106	115	106	110	112	115
	人日	6,611	7,236	6,870	7,000	7,200	7,400
訪問入浴サービス事業	人	3	1	0	0	1	2
要約筆記奉仕員養成研修事業	人	3	2	2	3	4	4
自動車運転免許取得費助成事業	人	2	0	0	1	1	2
身体障がい者用自動車改造費助成事業	人	1	2	2	2	2	3